

スポーツ振興助成事業のロゴマーク等の表示について

ロゴマーク等の表示

スポーツ振興助成事業の実施に際しては、要綱及び要領の規定に基づき、ロゴマーク等の表示を、以下のとおり適切に行ってください。

- ① 「独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金に係るロゴマーク等の表示要領」に従い、適切に表示して下さい。
- ② スポーツ振興くじ助成金による助成事業である旨の記載を行ってください。
- ③ スポーツくじ（toto・BIG）のロゴマークの表示を行ってください。
- ④ 表示方法

パンフレットその他の印刷物については、スポーツくじ（toto・BIG）のロゴマーク等を見やすい位置（原則として表紙）に表示してください。

※ 印刷業者を通じて、掲載をいただける大会においては、下記「スポーツ振興くじHP」より、使用に係る諸注意をご確認の上、印刷いただきますようお願いいたします。

日本スポーツ振興センター ⇒ **ロゴマーク・理念広告等の使用**«くじ助成» ⇒

スポーツ振興助成事業のロゴマーク等の表示について